

伊丹市交通局職員の懲戒処分について

次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表いたします。

1 事件の概要

当局の会計年度任用職員である乗務員が、令和8年2月19日、市内の商業施設にて代金支払い前の商品を万引きし、同日、伊丹警察により事情聴取を受けたもの。なお、当該職員は警察の事情聴取に対し万引きの事実を認め、商業施設に商品代金相当額を支払っている。

2 処分年月日

令和8年2月24日

3 処分等の内容

懲戒処分 停職（1カ月）

4 被処分者の職位及び年齢

会計年度任用職員（乗務員） 62歳

<問い合わせ先>伊丹市 交通局（担当：唐澤）

TEL 072-781-3753/FAX 072-781-5711

E-mail 550101@city.itami.lg.jp